

建物を解体するときは 必ず水道局に申込みを！

建物の解体に伴い、給水装置を撤去する場合は

『**給水装置工事の申込み**』が必要です。

解体業者は給水装置の撤去工事を行うことはできません※。

**必ず当組合が指定した『指定給水装置工事事業者』に
諸手続きや工事を依頼して下さい。**

※解体業者が指定給水装置工事事業者である場合を除く。

解体工事をする前に…

- ▼ 水道局窓口で引込み位置を確認して下さい（無料 / 電話、FAX等での照会は不可）。
なお、宅内配管図（給水台帳）を照会する場合は所有者等の『委任状』が必要です。
- ▼ 現地調査を行う、または土地・建物の所有者等への埋設状況の聞き取りをして下さい。
- ▼ 解体工事で**水道の使用を開始する場合は、指定給水装置工事事業者を通じて閉栓の手続き**をして下さい。

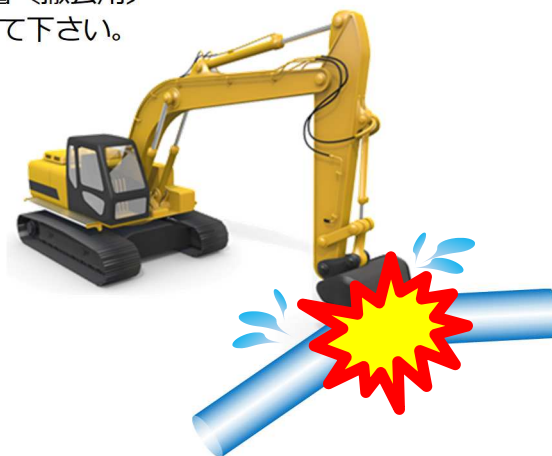
解体工事をしたら…

- ▼ **指定給水装置工事事業者に依頼し『給水装置工事申込書〔撤去用〕』**を提出して下さい。様式や記入例は当水道局のホームページでダウンロードできます。
- ▼ **解体後、水道を使用する予定がない場合は、工事申込書〔撤去用〕**の提出にあわせて**メーターを返却し、閉栓の手続き**をして下さい。

※解体後も引き続き水道を使用し、建替工事を行う場合は提出不要です。

事前調査や申込みをしないと…

- ▼ 事前調査をせず解体工事を行い、水道管を破損し、漏水させる事故が多発しています。
漏水させた場合は、損失料金を請求いたします。
- ▼ メーターを返却せず紛失した場合は、弁済代金を請求いたします。
- ▼ 給水装置工事の申込みをしない『無届工事』は条例違反です。さらに配管等を撤去した情報が給水台帳に登録されず、所有者等の不利益となる場合があります。



燕・弥彦総合事務組合 水道局（施設課 給水維持係）

〒959-0113 新潟県燕市笈ヶ島734番地1 TEL 0256-77-9400 / FAX 0256-78-7680

様式のダウンロードは <http://www.tysogo.jp/suido/index.html> または **燕 弥彦 給水装置** で検索